

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度第1回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	平成28年5月30日（月） 午前10時00分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出 席 者 の 氏 名	大島 利彦（埼玉県川越県土整備事務所 所長） 高島 誉章（公認会計士） 林 真由美（弁護士）
欠 席 者 の 氏 名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表（様式第1号） 3 入札方式別発注工事一覧表（様式第2号） 4 入札参加停止等の措置状況総括表（様式第3号） 5 入札参加停止等の措置状況一覧表（様式第4号） 6 抽出事案説明書（様式第5号）
担 当 部 課 名	【担当課等】 （建設部）片岡道路維持課長、森田営繕課長 （教育総務部）末廣教育施設課長 （上下水道部）当麻財務課長、根岸下水道整備課長 他 各担当課職員 【事務局】 加藤総務部長、青木総務部次長、 増田契約課長、野村工事検査室長 他 事務局職員

発言者	審議の内容
事務局	<p>議 事</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>平成27年10月1日から平成28年3月31日までの市及び上下水道部発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p>
委員	<p>2 審議事案の抽出結果報告</p> <p>審議の対象となる事案の中から、応札者が少ない事案3件、低入札価格調査対象となった事案1件、小規模の工事に総合評価方式を採用した事案1件の、合計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p>
契約課	<p>3 抽出された事案の審議</p> <p>① 「所沢市立富岡小学校屋内運動場屋根及び外壁改修工事」 (市発注・一般競争入札)</p> <p>本工事については、入札参加者2者の内、1者が辞退したため1者応札となりました。</p> <p>応札者が少ない理由につきましては、本工事の施工内容を得意とする業者が少ないことや、本案件と同じ種類の工事を既に発注していたため、応札者が少なかったものと考えております。</p> <p>また、辞退理由につきましては、業者に確認したところ、人員の確保が難しいとのことでした。</p>
委員	<p>人員の確保が難しいという辞退理由と、入札に参加することの関連性が分かりません。入札の際には落札する意思をもって参加し、積算は人員の確保も見込んで行うべきであるのに、そういった理由で辞退するというのはいかがなものかと思えます。業者に落札の意思をもって入札に参加するよう指導すべきではないかと考えます。</p> <p>営繕課の工事のうち、「所沢市富岡地区体育館外部建具改修工事」の案件も同様の理由で抽出しました。間口を広げて多くの業者に参加してもらう方策を考えるべきだと考えます。一方で、得意業者が少ないならば、指名競争入札を検討する余地もあったのではないかと思います。</p>
契約課	<p>一般競争入札の場合、業者は事前に参加申込が必要となります。</p>

	<p>本来は人員の確保を考慮して参加申込を行うことが望ましいのですが、積算の段階で人員の都合がつかなくなったものと思われます。本工事は屋内運動場の屋根の施工が可能である特殊な職人が必要であることと、施工時期が学校行事により限定されるため、人員が確保できなかったものと考えられます。</p> <p>当市の場合、1,000万円を超える案件については、間口を広げる目的で一般競争入札を行っています。しかし、本工事は特殊な案件であり応札者が少なかったため、今後は指名競争入札も検討してまいります。</p>
委員	<p>他の工事と施工時期が重なるということですが、何の工事と重なったのですか。</p>
営繕課	<p>「所沢市立並木小学校屋内運動場屋根及び外壁改修工事」と、「所沢市立三ヶ島小学校屋内運動場屋根及び外壁改修工事」が重複しています。</p>
委員	<p>施工時期をずらし、多くの業者に参加していただくことで、競争性が高まると思います。3本の工事の施工時期を重ねたことに理由はあるのですか。</p>
契約課	<p>学校側へ施工時期の希望を確認して調整した結果、この時期となりました。運動会等の学校行事の時期を除外すると、夏休み期間や運動会の後に限定されます。</p>
委員	<p>対象業者数の基準はありますか。</p>
契約課	<p>一般競争入札においては、所沢市建設工事一般競争入札参加条件設定基準により、指名競争入札における基準の1.5倍以上の業者数を必要とする規定がございます。</p>
委員	<p>本工事は選定数の基準を満たしているのですか。</p>
契約課	<p>満たしております。</p>
委員	<p>(意見等)</p> <p>一般競争入札の目的は競争性にあるため、今後は複数の業者が応札できるよう、入札の条件を緩和する必要があると思われます。</p>
委員	<p>応札が少ない場合や、他者の辞退により業者を決定する場合は、競争原理が働いていないことになるので気を付けていただきたい</p>

	<p>と思います。</p>
委員	<p>一般競争入札は予測がつかない部分があり、多くの業者数を想定しても、業者の都合等により応札者が少なくなってしまうことがあります。一般競争入札の目的は競争性を働かせることにあるため、過去の実績を考慮し、発注時期の前倒しや工期を長く確保するなど、業者が応札しやすいよう工夫していただきたいと思います。</p>
契約課	<p>② 「所沢市富岡地区体育館外部建具改修工事」 (市発注・一般競争入札)</p> <p>本工事は、入札参加者3者の内、2者が辞退となりました。辞退理由について業者に確認したところ、工事期間が短いためとのことです。</p>
委員	<p>工事期間が短いとのことですが、いつからいつまでですか。</p>
営繕課	<p>平成27年12月24日から平成28年3月15日までの約3か月間です。</p>
委員	<p>一般的に、この期間は短いのですか。</p>
契約課	<p>工期は積算基準を基に算出しています。「所沢市立富岡小学校屋内運動場屋根及び外壁改修工事」の案件のように、施設の使用開始予定を考慮し、発注がこの時期になったため、不参加が多いものと思われる。</p>
委員	<p>施設側とスケジュールを共有して発注予定を立てているのですか。</p>
営繕課	<p>前年度中に施設側と事前に打ち合わせを行い、施工時期を決めています。設計段階で追加の要望が出る場合があります。施設側とスケジュールを調整して工事期間を設定しています。</p>
委員	<p>「所沢市立富岡小学校屋内運動場屋根及び外壁改修工事」と、時期や応札業者が似通っているため、もう少し工夫の余地があったのではないかと考えます。多くの業者が参加できるように、施設側の行事と、工事業者の事情等を考慮して対応してください。</p>
契約課	<p>施設の行事等の関係で、工事期間中に施工できない日が発生してしまいます。営繕課は施設側との調整を行っておりますが、多くの</p>

委員	<p>業者が応札できるよう、さらに検討していきたいと考えます。</p> <p>一般的に1月から3月は業者側も繁忙期なのではないですか。</p>
契約課	<p>工期が3月の工事が多いため、年度末は繁忙期となります。早期発注により施工時期を分散させる効果はあると思われます。</p>
委員	<p>辞退理由は工事期間が短いためとのことですが、辞退した2者とも同じ理由だったのですか。</p>
営繕課	<p>他に、技術者の配置や下請負者の確保が難しい等の理由も上がっています。</p>
委員	<p>発注時期の問題だけではなく、多くの行事の合間に施工しなければならない工事は、業者側にとっても応札しにくいのではないかと考えます。</p> <p>級別区分を広げることはできないのですか。</p>
契約課	<p>設計金額により級別区分が規定されています。上下1ランクは設定が可能です。2ランクアップは指名委員会に図る必要がありますが、設定自体は可能です。</p>
委員	<p>(意見等)</p> <p>施設の行事予定や業者の繁忙期により困難な面もあるが、競争原理を働かせるため、市は応札業者の増加に努めなければならないと考えます。</p>
委員	<p>辞退理由を参考として、より多くの応札が得られるような取組を行ってください。</p>
委員	<p>多くの業者が参加できるよう工夫が必要と思われます。</p> <p>また、辞退する業者が多いことを懸念しています。市民の理解を得るため、競争原理が働くよう調整を行ってください。</p> <p>辞退の際には理由を確認しているので、その内容を生かして対策をしてください。</p> <p>できれば、数年前から施設側と調整を行い、工事期間を長く確保することが望ましいと考えます。</p> <p>③ 「所沢市立上山口中学校屋内運動場放送設備改修工事」 (市発注・指名競争入札)</p>

契約課	<p>低入札価格となった理由につきましては、本工事の大部分を占める機材の価格を取引業者の協力で安価にて購入できることや、工事期間についても比較的短期間による施工が見込め、労務費を抑えることで経費の削減ができたためであります。また、他者との入札価格の乖離につきましては、強い受注意欲の表れではないかと考えております。</p>
委員	<p>この工事が指名競争入札となった理由を教えてください。</p>
契約課	<p>当市の場合、1,000万円を超える工事の場合は一般競争入札を、1,000万円未満の工事は指名競争入札を行うという基準に基づき決定しています。</p>
委員	<p>本来はD級から選定するものですが、市内に放送設備に関する業者が少ないためB級から選定したということですか。</p>
教育施設課	<p>当市の競争入札参加資格者名簿に電気工事業者として登録のあるD級の業者は2者であり、そのうち1者は主たる業種が消防設備工事業かつ電子入札非対応、もう1者は機械設備設置業なので、D級からは選定できません。C級の2者については、1者は主たる業種が消防設備工事業、もう1者は電子入札非対応のため、C級からも選定できません。</p> <p>B級の7者のうち、1者は主たる業種が電気通信工事業で選定できませんので、残り6者から選定したものです。</p>
委員	<p>一般的に電気工事は落札率が低くなる傾向があると以前から聞いているが、その理由は何ですか？</p>
教育施設課	<p>受注意欲の表れと考えております。</p>
契約課	<p>昨年度は、市全体の電気工事の落札率の平均値は86.29%という低い比率となりました。一般的に、電気工事は機材の金額が占める割合が大きく、人件費の占める割合が小さいため、安価で請負うことが可能と聞いております。</p>
委員	<p>今回の入札において低入札価格調査対象となった理由としては、機材の仕入値の低下と人件費の削減のどちらの要因が大きいのですか。</p>
教育施設課	<p>落札業者から提出された資料によると、使用機材が当市の設計よりも約10%低く、90%で積算しております。また、労務費について</p>

委員	<p>は約 80%で積算しております。</p> <p>現場では仕様どおりの機材が設置され、施工を完了していますか。</p>
教育施設課	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>(意見等)</p> <p>低入札価格調査対象の工事の場合、適正な施工や労務費の削減について懸念されるところですが、より一層履行確認を注意して行っていただきたいと思います。低価格で契約締結できたこと自体は、市の財政の面では良かったと考えます。</p>
委員	<p>委員会としては低入札価格の理由等について問題がないことを確認しました。</p>
契約課	<p>④ 「市道 3 - 1 号線舗装補修工事」 (市発注・指名競争入札)</p> <p>小規模舗装工事において総合評価方式を採用した理由につきましては、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインにおける総合評価方式の実施方針において「基本的には全ての工事において採用することが可能である」とされているため、総合評価方式を採用しました。</p> <p>なお、現在は 1,000 万円以上の工事を対象とするよう、運用を改めております。</p> <p>また、応札 5 者の内、4 者が辞退していますが、辞退理由につきましては、人員の確保が難しいとのことでした。</p>
委員	<p>5 者のうち 4 者が辞退した理由は何ですか。</p>
道路維持課	<p>発注時期が建設業界の繁忙期である 12 月であり、人員確保が困難であるためです。また、今回 C 級の業者から指名しましたが、会社の規模の面でも人員確保が困難であると思われます。</p>
委員	<p>施工期間はいつですか。</p>
道路維持課	<p>平成 27 年 12 月 9 日から平成 28 年 2 月 29 日です。</p>
委員	<p>予算の執行上、工事がこの時期に集中し、建設業者も繁忙期を迎えるため、年度末に発注が集中しないよう配分を工夫すべきと考え</p>

<p>道路維持課</p>	<p>ます。5者のうち4者が辞退では競争入札の意味がありません。</p> <p>発注時期を建設業界の繁忙期を避けて設定すれば、このようなことは起きなかったかもしれません。</p> <p>本工事については、近隣住民から騒音や振動についてのご意見が多く寄せられ、折衝や調整を行ったところ、施工時期が限定されました。また近接する工事との舗装のジョイント部分で段差が発生しないよう調整が必要となり、この時期の施工となりました。</p> <p>しかし、一般的には、ご指摘のとおり、人員を確保できる時期に発注すべきであると考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>この工事に総合評価方式を採用した理由は何ですか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>4月の段階で総合評価方式の対象とする工事を決定しています。</p> <p>道路維持課発注の工事7本のうち、早期発注が必要である工事が3工事、他の工事との調整が必要で実際に発注可能か未確定の工事が2工事であり、7工事中5工事が総合評価方式にそぐわないため、残りの2工事を総合評価方式により発注いたしました。</p> <p>また、埼玉県の総合評価ガイドラインにおいて、小規模の工事についても総合評価方式が推奨されていることもあり、試験的に実施しました。</p> <p>結果的には4者辞退となり、総合評価方式が足かせになった可能性を勘案しまして、今後は1,000万円以上の工事を対象とします。</p>
<p>委員</p>	<p>総合評価方式の運用については段階的に改善されていると思います。1,000万円という基準についても、今後問題があれば改善すると良いと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>総合評価方式の価格評価点、技術評価点について説明してください。</p>
<p>契約課長</p>	<p>総合評価方式は、金額や業者の技術等を点数化して、業者を決定する方式です。金額から算出した価格評価点と、過去3年分の工事の成績や、災害防止協定の締結等のいくつかの条件から算出した技術評価点を合計して評価値を算出し、最も点数の高い業者を落札者として決定します。</p>
<p>委員</p>	<p>各者は自分の技術評価点を把握したうえで応札するのですか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>そのとおりです。</p>

委員	その点数は各者で似通った点数になるのですか。それとも他社との点数が開いて、下位の業者が事前にあきらめてしまうようなことがあるのですか。
契約課	難しい項目は無いため、各者の差は小さく、他者の点数もおおよそ判断できる仕組みとなっています。
委員	総合評価方式では、指名業者の点数を把握したうえで選定を行っているのですか。
契約課	指名の段階では、総合評価方式の点数は要件としておりません。
委員	一般の入札には低入札価格の制度がありますが、総合評価方式の技術評価点には最低評価点というものはあるのですか。
契約課	ございません。該当が無ければその項目は0点となります。
委員	4者はどの段階で辞退となったのですか。
契約課	電子入札であり、開札の時点で辞退札が入っていたものです。
委員	資料は落札業者のみが提出するのですか。
契約課	そのとおりです。
委員	他者の状況は入札が終わるまで判明しないのですね。
委員	(意見等) 総合評価方式について、今年度から1,000万円以上を対象とし、運用が改善されていると思います。今後も改善すべき点があれば、実績を積み重ねて、改善を進めていただきたいと思います。
委員	本件については、総合評価方式に対し、業者が応札に躊躇したもののと思われます。金額以外の評価点が大きく開かないのであれば、今後、業者にも慣れていただき、より総合評価的な入札が行われると良いと思います。
委員	少額の案件について総合評価方式を導入したことについては、評価されます。実績を積み上げながら、制度の整備に取り組み、また、件数を増やすことにより、業者にも慣れていただけよう進めていただきたいと思います。

財務課	<p>⑤ 「市道４－７号線下水管布設工事」 （上下水道部発注・一般競争入札）</p> <p>同時期（11月18日、12月9日）に入札した下水管布設工事には、それぞれ４者と６者が応札していますが、当該工事の応札が２者に留まった理由については、本工事は推進工法による施工であり、業者が工期等の面を検討した結果であると考えます。</p>
委員	<p>推進工法とは特殊なものであり、他の２件の工事とは異なるのですか。</p>
下水道整備課	<p>他の２件は開削工法であり、本工事のみが推進工法が含まれる工事です。</p>
委員	<p>推進工法とは特殊な技術が必要で、施工可能な業者も少ないのですか。</p>
財務課	<p>そのとおりです。市内業者は推進工法が施工できず、下請け業者が必要となるため、応札が２者になったと考えます。</p>
委員	<p>本工事は、一般競争入札になじむ工事なのですか。</p>
下水道整備課	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>下請けに出せるのであれば、より多くの応札があっても良いと思われませんが、２者に留まったことについてどうお考えですか。</p>
下水道整備課	<p>推進工法は特殊な工法であり、業者が採算性等を検討し、このような結果となったと考えられます。</p>
委員	<p>上下水道部が工法を推進工法と指定して発注しているのですか。</p>
下水道整備課	<p>今回の管路に関しては、地層や土質を考慮し、推進工法を指定しました。</p>
委員	<p>推進工法を採用した工事の工期が３か月というの短いと思われませんが、なぜ発注がこの時期になったのですか。</p>
下水道整備課	<p>三ヶ島地区は他に４件の下水道工事があり、同時期に発注すると、工事箇所の集中や迂回路等の関係で不都合が生じ、近隣住民へ迷惑をかけるおそれがあるため、時期を調整して１２月の発注となりました。</p>

委員	<p>県の工事では頻繁に繰越工事を行いますが、所沢市はいかがですか。</p>
下水道整備課	<p>当市ではほとんどございません。</p> <p>(意見等)</p>
委員	<p>推進工事が特殊な工法で、施工可能業者が少ないのであれば、なおさら早期発注すべきであり、多くの業者が応札できるように発注時期の工夫が必要であると考えます。</p>
下水道整備課	<p>ご指摘のとおり、今後は特殊な工事については、可能な限り早期に発注したいと考えております。</p>
委員	<p>特殊な工事については、他の工事との兼ね合いもあり難しいところではありますが、競争性の確保のため発注時期を工夫していただきたいと思います。</p>
<p>4 その他 次回の審議事案の抽出：大島委員長</p>	